

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

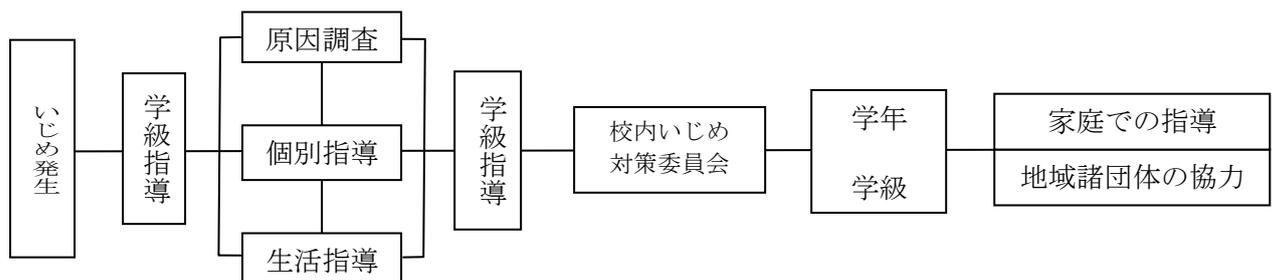
## 学校いじめ防止基本方針の概要

「STOP the いじめ アクションプラン」に沿って、全職員が地域、家庭、専門機関と連携し、いじめ防止に努める。学校の体制強化に関わるアクション5～9を( )内に記載。

### ① いじめや長期欠席、虐待などに対する指導の重点

- ・学級担任を中心に、全職員が児童の発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。(アクション7：学級集団適応心理検査の効果的な活用)
- ・教育相談活動を定期的実施し、個別指導により児童の心情を的確に把握する。
- ・「いじめ・長期欠席・虐待対策委員会」とともにきめ細かく対応できる「小委員会」を随時開き、情報交換することで、共通理解のもと学校体制で状況の改善に努める。外部専門家の活用を図る。(アクション5：いじめ対策委員会の強化)
- ・年間5回「生活アンケート」を実施する。アンケートを集約後、担任はすべての児童と教育相談を行い、実態把握に努める。(アクション6：生活アンケートの見直し)
- ・年一度、保護者に「いじめに関するアンケート」を実施し、いじめの実態把握と保護者との情報共有に努める。

### ② いじめ対応における指導の組織



### ③ 取組の概要

- ・担任は児童とふれ合う中で、きめ細かな観察に留意するとともに道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進を図る。(アクション8：道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進)
- ・家庭や民生委員・児童委員や福祉機関と連携し、問題点を把握し、専門機関から必要に応じて適切な指導・助言を受ける。  
(アクション9：家庭・地域・専門機関との協働)

### ④ 岡崎市立広幡小学校いじめ防止基本方針

#### 1 いじめに関する基本的な考え方

教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識

- (1) いじめは、どの子供にも、起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことがもっとも重要である。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。

## 3 早期発見に向けて

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知したり、生活アンケートや教育相談をしたりすることにより、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

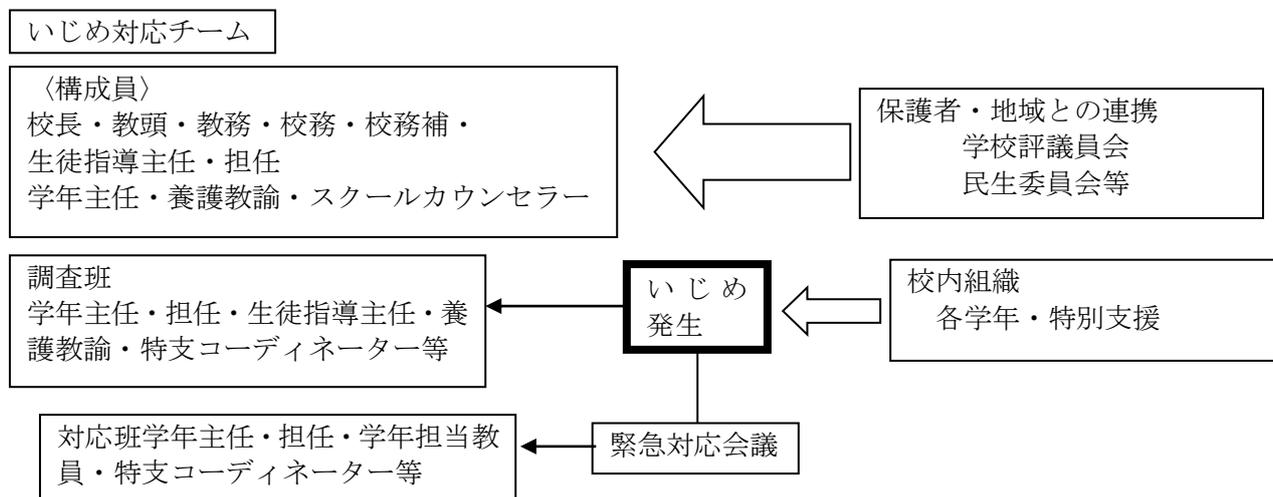
また、子供たちに関わるすべてのことについて、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

## 4 いじめを発見した場合の早期対応の方法

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に、一人ずつに話を聞くなどして状況の把握に努め、迅速な指導につなげる。解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

## 5 教職員の研修

年5回実施する長期欠席対策委員会の際に、いじめに関する具体的な資料を提示し、現職研修を実施する。



## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生

- ・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

### (3) 重大事態への対応

教育委員会が調査の主体を判断する。学校が調査主体の場合は、調査組織を設置し、事

実関係を調査し、その調査結果を踏まえ、再発防止など必要な措置を行う。

いじめ防止に係る年間計画

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	学校いじめ基本方針の確認	学級・学年開き	いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 身体測定	PTA 総会で学校いじめ基本方針の書かれた学校要覧を配付 希望制懇談会 民生委員会
5月	D ↓	情報交換	運動会 こいのぼり集会	生活アンケート	民生委員会
6月	C ↓	情報交換	道徳教育 学区クリーン作戦	生活アンケート	民生委員会
7月	A	情報交換 取組評価アンケート		通学団会	個別懇談会 民生委員会
8月		中間評価→検証			民生委員会
9月	P	情報交換	敬老会	身体測定	民生委員会
10月	D ↓	情報交換	キッズデイズ 学芸会	生活アンケート	民生委員会
11月	C ↓	情報交換	修学旅行(6年) 山の学習(5年) 150周年記念式典	生活アンケート	民生委員会
12月	A	情報交換 取組評価アンケート			個別懇談会 民生委員会
1月	P ↓	情報交換	チャレンジランニング	身体測定 生活アンケート	民生委員会
2月	D ↓	情報交換	マラソン大会		民生委員会
3月	C ↓ A	情報交換 基本方針の見直し	卒業を祝う会 幼保小連絡会	通学団会	民生委員会